

公 示

30高中管第129号

平成30年5月17日

分任支出負担行為担当官

高知中部森林管理署長 森野 清繁

森林環境保全整備事業（東熊山40保育間伐【活用型】）

に係る企画提案書の提出について

このことについて、事業受注を希望する場合は、下記により企画提案書を提出されたく通知する。

なお、本事業は、「国有林の間伐等事業における民間競争入札実施要領について」（平成30年3月7日付け29林国業第243号-2林野庁長官通知。以下「実施要項」という。）に基づき提出された企画提案書により、価格と価格以外の要素を総合的に評価して、落札者を決定する総合評価落札方式の事業である。

記

1 担当部局

(1) 郵便番号、住所

〒781-4401

高知県香美市物部町大柵1539番地

(2) 担当課、係

高知中部森林管理署 総務グループ

(3) 電話番号(内線番号)

0887-58-3131

2 事業概要等

別添のとおり。

3 企画提案書の作成

企画提案書は、「実施要領」、「競争参加資格確認申請書兼企画提案書作成要領」（以下「作成要領」という。）等を参考に作成するものとする。

4 企画提案書の提出

(1) 提出先等

- ・ 受付期間 : 平成30年5月18日(金曜日)から平成30年6月21日(木曜日)までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前9時から午後5時まで。
- ・ 提出先 : 高知中部森林管理署 総務グループ
高知県香美市物部町大栃1539番地
0887-58-3131
担当 総括事務管理官

(2) 提出書類は、表紙を1頁とした通し番号を付するとともに全頁数を表示して提出すること(頁の例: 1/〇〇~〇〇/〇〇)。また、提出部数は1部とする。

(3) 企画提案書の作成及び提出についての問い合わせ先

(1)に同じ。

5 留意事項

- (1) 詳細は「実施要領」、「作成要領」等による。
- (2) 企画提案書の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。
- (3) 企画提案書が提出されたことをもって、提出者に事業受注意欲があるものとみなす。
- (4) 企画提案書は、返却しない。
- (5) 本交付資料は、企画提案書の作成以外の目的で使用しない。
- (6) 提出した企画提案書について、誤記等の訂正のための差替えは、4(1)に掲げる期限内において、申し出ることができる。
- (7) 企画提案書に虚偽の記載をした場合においては、物品の製造契約及び役務等契約指名停止等措置要領に基づく指名停止を行うことがある。
- (8) 企画提案書の作成に関する手続きについての問い合わせには応じるが、事業内容等の問い合わせには一切応じない。

平成30年度 森林環境保全整備事業 (東熊山40保育間伐【活用型】)の概要

1. 事業名

森林環境保全整備事業（東熊山40保育間伐【活用型】）

2. 事業場所

高知県香美市物部町久保 東熊山国有林40林班い小班外3

3. 事業内容

当該事業は、森林整備を行うことにより、森林の有する多面的機能の維持・増進を図ることを目的に、保育間伐【活用型】を実施するものである。

4. 事業概算数量

別添「生産資材等内訳書」のとおり。

5. 履行期限

平成30年5月以降、同年度中において契約を締結した日を始期とし、契約翌年度を完了年度とし、日を終期とする1年を超える期間。

(具体の履行期限は入札参加者が企画提案書において提案した内容を踏まえて決定するものとする。)